

沖縄 I T 津梁パーク企業集積施設入居企業選定要綱

(趣旨・目的)

第 1 条 この要綱は、沖縄 I T 津梁パーク内に民間活力により整備する施設（以下「企業集積施設」という。）の入居企業の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居申込資格要件)

第 2 条 企業集積施設の入居申込みをしようとする者（以下「入居申込者」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者であること。
 - ア ソフトウェア業を行う者
 - イ 情報処理・提供サービス業を行う者
 - ウ インターネット付随サービス業を行う者
 - エ 情報通信技術利用事業を行う者
 - オ テレビ・ラジオ番組制作、アニメーション制作業、及びその配給業、映画フィルム現像業等の事業を行う者
 - カ 放送業（有線放送業を含む。）を行う者
 - キ テスティング事業を行う者
 - ク 情報通信関連分野における研究開発を行う者
 - ケ 情報通信関連分野における人材育成を行う者
 - コ その他沖縄 I T 津梁パーク整備事業の効果を高めるため、知事が必要と認める者
- (2) 事業資金の調達能力を有している者
- (3) 事業内容等が各種法令等に抵触せず、企業集積施設の構造上、設備上問題なく使用することができる者
- (4) 5年以上継続して入居することが可能な者
- (5) 第 4 条第 2 項に規定する、沖縄 I T 津梁パーク企業集積施設入居内定通知書に記載されている内定事項に従い、遅滞なく沖縄 I T 津梁パーク企業集積施設への入居が可能な者

(企業集積施設に空きが生じた場合の募集方法等)

第 2 条の 2 企業集積施設に空きが生じた場合の入居の募集は、原則として公募によるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項前段の場合は、随時公募を行うこととし、公募の広報は、沖縄 I T 津梁パークホームページ等を通じて行う。

(入居の申込方法)

第 3 条 企業集積施設への入居の申込みは、入居申込者本人又はその代理人が、沖縄 I T 津梁パーク企業集積施設入居申込書（第 1 号様式。以下「入居申込書」という。）に関係資料を添えて、沖縄 I T 津梁パーク管理事務所に持参して行うものとする。ただし、遠隔地の入居申込者については、この限りでない。

- 2 前項の申込み受付時間は、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例第 8 条に規定する休館日等を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

(入居許可者の選考)

第 4 条 知事は、沖縄 I T 津梁パーク施設入居企業選考委員会において、入居申込者の資格審査等を行い、入居許可者を内定するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の内定を行ったときは、速やかに、沖縄 I T 津梁パーク企業集積施設入居内定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。
- 3 入居許可者の選考基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 沖縄 I T 津梁パーク構想との関連性
沖縄 I T 津梁パークの基本理念である I T 産業集積地としてのブランド力の強化、情報産業クラスターの形成及び新たな雇用の創出に寄与するものであること。
- (2) 事業計画等の確実性
5 年間以上の長期にわたる事業の実施及びその執行体制が確実であること。
- (3) 経営の確実性
経営状況が堅実であり、事業計画の実施に必要な資金計画を有していること。
- (4) 高度 I T 人材の育成
情報通信関連産業における専門知識を有する人材育成が可能であること。
- (5) 県経済への波及効果
県内情報通信関連産業への波及効果が期待されるとともに、新規雇用者の増が見込まれること。
- (6) その他
特に事業の必要性などが認められること。

(覚書の締結)

第 5 条 第 4 条第 2 項の規定により入居内定通知を受けた者（以下「入居内定者」という。）は、知事の指定する期間内に企業集積施設の入居期間その他必要と認める事項について、知事との覚書を締結しなければならない。

(内定の取消)

第 6 条 知事は、入居内定者が知事の指定する期間内に覚書を締結しないとき、又は入居申込書の記載事項に著しい変更が生じる等、内定した企業集積施設へ入居させることが不相当であると認められるときは、第 4 条第 1 項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による内定の取消しは、沖縄 I T 津梁パーク企業集積施設入居内定取消通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

(補足)

第 7 条 この要綱に定めがない事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 第 3 条第 1 項中「沖縄県観光商工部情報産業振興課」とあるのは平成 23 年 4 月 1 日から「沖縄県商工労働部情報産業振興課」と読み替えるものとする。
附 則（平成 25 年 5 月 27 日）
この要綱は、平成 25 年 5 月 27 日から施行する。
附 則（平成 27 年 3 月 2 日）
この要綱は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する。
附 則（令和 3 年 5 月 11 日）
この要綱は、令和 3 年 5 月 11 日から施行する。